

岩手県議会議員選挙宮古選挙区選挙長告示第2号

令和5年9月3日執行の岩手県議会議員選挙は、候補者の数が選挙すべき議員の数（3人）を超えないから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第127条の規定により、この投票は、行わない。

令和5年8月25日

岩手県議会議員選挙宮古選挙区

選挙長 佐藤 聡